

# 交通事故連絡制度の実施について

昭和 6 3 年 4 月 2 日

甲通達(交指)第 2 2 号

交通警察活動における適切な市民応接の推進を図るため、みだしの制度及びその実施要領を別添のとおり制定し、昭和 6 3 年 4 月 2 0 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 制度制定の趣旨

交通警察活動における市民応接は、他の警察活動に比較し大きな分野を占め、その態様も多種多様にわたり、かつ、取締り活動を伴うため、相手側の受忍を強いる作用であることなどから、警察活動の苦情が最も多い活動であり、これが適否は一つに警察全般の評価につながり、これにより警察に対する理解と協力に大きな影響力を有する活動といわざるを得ないところである。したがって、こうした障害を克服し、県民の理解と共感に支えられた交通警察活動を展開し、真に適切な市民応接の具現に努める必要が痛感される。

このため、この度、適切な交通指導取締り対策部会において検討した「交通事故連絡制度」を制定し、適切な市民応接推進の一助とすることとしたものである。

### 2 制度の内容

#### (1) 交通事故連絡カード

日常発生する交通事故(人身事故)の現場における捜査活動の際、その担当警察官が現場において、別記様式第 1 に基づく「交通事故連絡カード」を交付し、当事者の事故に対する今後の連絡等を明確に告知し、発生交通事故への不安を除去し、警察への理解を得るためのものである。

#### (2) 交通事故連絡簿

従来、交通事故当事者及び関係者等から当該事故担当所属へ交通事故に関する照会又は問合せが多く、これに対する回答は取扱い警察官が不在の場合、又夜間、休日等の問合せに対しては、問合せ当事者に適切な回答がなし得ないのが実情である。したがって、こうした例に対処し、適切な応接を推進し、相手の立場に立った職務執行を実現することにより、県民の信頼を高めるためのものである。

連絡簿の様式は、別記様式第 2 のとおりとして、所要事項は交通事故取扱警察官が記載し、こ

れを宿日直室に備え付け、その活用を図るものとする。

別添

## 交通事故連絡制度実施要領

### 1 目的

この要領は、日常発生する交通事故（人身事故）につき、事故当事者の不安解消と当事者のなすべき処置等について、適切な教示等を行い、もつて真に適切な市民応接を推進し、交通警察活動における県民の理解と共感を得るための一助とするものである。

### 2 実施要領

#### (1) 交通事故連絡カード交付

交通事故連絡カード（別記様式第1）については、交通事故（人身事故）現場へ臨場した際、発生事故担当警察官が事故当事者に交付するものとする。ただし、当事者に悪意がある等のため交付することに支障が認められる場合は、これを省略してもさしつかえないものとする。

#### (2) 交通事故連絡簿備付及び活用

##### ア 簿冊の備付

交通事故連絡簿（別記様式第2）については、各署（隊）の所管内に発生した交通事故（人身事故）につき、その発生日時・場所、事故概要、担当警察官氏名等を、別記様式にしたがって記載し、主として夜間及び休日等における当事者の来署及び電話等の問合せに対し、適切な説明が行えるようこの簿冊を宿日直室に備え付けを行い、適切な市民応接の推進に努めるものとする。

##### イ 簿冊の整備

前記に基づく交通事故連絡簿の整備は、交通課（係）においてこれを日々整備し、宿日直責任者にこれを引継ぐものとする。

### 3 実施日

この要領は、昭和63年4月20日から実施する。